

○熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領

(平成 25 年 3 月 29 日告示第 319 号)

改正 平成 29 年 7 月 28 日告示第 700 号 改正 平成 30 年 4 月 6 日告示第 312 号

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、熊本県が発注する物品の調達等に係る発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項並びに指名停止措置に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第 2 条 知事は、毎年度、4 月 1 日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注することが見込まれる熊本県物品取扱規則(昭和 39 年熊本県規則第 20 号。以下「取扱規則」という。)第 4 条第 1 項第 1 号に規定する備品(以下「備品」という。)、同項第 2 号に規定する消耗品(以下「消耗品」という。)及び同項第 5 号に規定する原材料(以下これらを「物品」という。)の調達及び業務委託(建設工事並びに建設工事に係る委託及び公共土木施設の維持管理に係る委託を除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- (1) 物品又は委託業務の名称、概要及び営業種目
 - (2) 入札及び契約の方法
 - (3) 入札を行う時期
- 2 前項の規定による公表は、熊本県入札情報公開サービスシステム(以下「システム」という。)に掲載するとともに、熊本県庁行政棟新館情報プラザ(以下「情報プラザ」という。)において公衆の閲覧に供する方法により行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定により公表した事項については、当該年度の 3 月 31 日まで公表しなければならない。
- 4 知事は、毎年度、10 月 1 日を目途として、第 1 項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第 3 条 知事は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 第 1 項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

- (2) 政令第 167 条の 11 第 2 項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。
 - (1) 前項第 1 号及び第 2 号(一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿を除く。)並びに第 3 号 告示又は公衆の見やすい場所に掲示する方法
 - (2) 前項第 1 号及び第 2 号(一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿に限る。) システムに掲載するとともに、情報プラザにおいて閲覧に供する方法
- 3 本庁各課(グループ)の長及び地方出先機関の長は、物品の調達契約、備品又は消耗品であって取扱規則第 24 条第 1 項の規定により不用の決定をしたもの(以下「不用物品」という。)の売却の契約又は業務の委託の契約を締結したときは、当該物品、不用物品又は業務ごとに、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
 - (1) 一般競争入札又は指名競争入札を行った場合 次のアからオまでに掲げる事項
 - ア 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - イ 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - ウ 物品の調達及び不用物品の売却に係る予定価格
 - エ 樹木保護管理の委託に係る予定価格
 - オ 最低制限価格
 - (2) 随意契約(熊本県用品調達規則(平成 21 年熊本県規則第 16 号)第 3 条第 1 項第 1 号に規定する集中調達用品の調達(以下「集中調達」という。)に該当するものに限る。)を行った場合 次のア及びイに掲げる事項
 - ア 見積者の商号又は名称及び見積金額
 - イ 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
 - (3) 随意契約(集中調達に該当するものを除く。)を行った場合 次のアからウまでに掲げる事項
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
 - イ 契約金額が熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)第 93 条に規定する額を超えた場合における契約の相手方を選定した理由
 - ウ 契約金額が熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 3 号に規定する額を超えた場合における契約の相手方を選定した理由
- 4 前項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める日以後速やかに行わなければならない。

- (1) 前項第1号ア、イ及びウ並びに第2号に掲げる事項 落札者又は契約の相手方を決定した日
 - (2) 前項第1号エに掲げる事項 一般競争入札を行った場合は当該入札の公告を行った日、指名競争入札を行った場合は当該入札の通知を行った日
 - (3) 前項第1号オに掲げる事項 入札の終了した日
 - (4) 前項第3号に掲げる事項 毎年度の四半期の初日
- 5 第3項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。
- (1) 第3項第1号アからウまで及びオ システムに掲載するとともに、契約担当者が作成する開札調書の写しにより本庁において契約を行うものについては情報プラザにおいて閲覧に供する方法、出先機関において契約を行うものについては契約担当者の所属する課において閲覧に供する方法
 - (2) 第3項第1号エ システムに掲載するとともに、契約担当者が作成する予定価格表(別記様式)により本庁において契約を行うものについては情報プラザにおいて閲覧に供する方法、出先機関において契約を行うものについては契約担当者の所属する課において閲覧に供する方法
 - (3) 第3項第2号及び第3号 システムに掲載する方法
- 6 第3項の規定により公表した事項については、公表した日から契約を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日まで公表しなければならない。

(指名停止措置に関する事項の公表)

第4条 知事は、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号。以下「告示」という。)第2条第1項の規定による指名停止又は告示第8条第1項の規定による発注停止(以下これらを「指名停止等」という。)をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 指名停止等を受けた者の商号又は名称及び所在地
 - (2) 指名停止等の期間
 - (3) 事実の概要
 - (4) 指名停止等の理由
- 2 前項の規定による公表は、システムに掲載するとともに、情報プラザにおいて閲覧に供する方法で行わなければならない。
- 3 第1項の規定により公表した事項については、公表した日から公表した日の属する年度の翌年度の3月31日まで公表しなければならない。ただし、システムへの掲載は、指名停止等の期間行えば足りる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 28 日告示第 700 号)

この要領は、告示の日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 4 月 6 日告示第 312 号)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

予定価格表

所属名	
委託番号	
事業名	
施行場所	
予定価格	